

ドクターヘリの全国的配備の推進に関する決議

救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）を用いた救急医療は、傷病者の救命、後遺症の軽減等の見地から大変有効であり、その全国的な配備の促進が求められている。

これまで我々の取組により、ドクターヘリの配備促進のための予算措置が拡充され、ドクターヘリの導入に関する特別交付税措置がなされ、その結果としてドクターヘリは本日現在四十三道府県に五十三機の導入が進み、順調に増加している。

また、特定非営利活動法人「救急ヘリ病院ネットワーク」（HEM-Net）が継続して実施している、ドクターヘリ特措法に基づく助成金交付事業による搭乗医師・看護師等に対する研修は順調に推移しており、既に百九十八名に上る修了者を出し各基地病院で活躍するなど大きな成果を挙げているところである。

更に、平成二十八年四月発生の熊本地震に当たっては、十四機に上るドクターヘリが九州ブロックを中心に隣接ブロックからも被災地に集結し、東日本大震災の教訓を踏まえ、多くの患者の治療、広域医療搬送等に従事した。

ドクターヘリはこのように大きな成果を挙げているところではあるが、近い将来発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、ドクターヘリの更なる配備と充実を図るため、以下の課題について、最大限の努力を行う決意であることを、ここに決議する。

記

- 一 地域の救急医療体制を総合的に確保するために、国はドクターヘリの全国的配備について必要な予算を確実に確保すること。
- 二 ドクターヘリの導入に関する地方交付税措置をより一層充実すること。
- 三 大規模災害時において、ドクターヘリが被災地において機動的、かつ、迅速に救助活動ができるよう防災基本計画に位置づけるとともに航空管制制度の充実を図ること。
- 四 ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについては、国は診療報酬の対象化も含めた検討を進めること。
- 五 ドクターヘリの安全な運用の確保のために、ドクターヘリ従事者の育成・確保に対して、国は必要な支援を行うこと。
- 六 救急自動通報システム（D-Cair Net）を全国的に整備し、迅速なドクターヘリの起動につなげ、交通事故死亡者の減少を目指すこと。
- 七 ドローンとドクターヘリのコラボレーションによる医療を推進すること。

令和元年五月二十九日

ドクターヘリ推進議員連盟

会長 尾辻 秀久